

実施：2025年3月1日

「京葉ガスのでんき」基本料金1か月無料（新規申し込み）特約

この特約は、「京葉ガスのでんき」基本料金1か月無料（新規申し込み）（以下「でんき基本料金1か月無料」という）についての事項を定めるものとします。

1. でんき基本料金1か月無料について

当社の低圧電気料金プラン（「低圧電力プラン」等の動力をご使用のお客さま向けのプランを除く）について、原則として電気の需給開始日を含む初回請求分を除き、以降1か月間の電気料金について、適用される電気料金プラン定義書で算定した金額から基本料金相当額を割引きます。

2. 適用条件

以下の条件を全て満たす方が対象となります。

- ①2025年3月1日以降（郵送による申し込みの場合、当日消印有効）に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと。
- ②申し込みされるお客さまが過去に当該需要場所で当社との電気需給契約が無いこと。

3. 注意事項

- ①基本料金は、お客さまの契約アンペア・契約容量によって異なります。
- ②既に「京葉ガスのでんき」をご契約されている方は対象外です。ただし、他の需要場所でご契約されており、新たに当該需要場所で当社の電気需給契約の申し込みをされた場合は対象となります。
- ③電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「でんき基本料金1か月無料」を適用できないことがあります。
- ④割引後の電気料金が0円以下となる場合は当該月の割引を行いません。その場合は翌月以降の割引後の電気料金が0円以下とならない月に繰り越して割引を行います。なお、その場合であっても需給開始日が属する月を起算月として6か月を超える月へ繰り越して割引は行いません。
- ⑤割引を適用する期間に当社との電気需給契約が解約となった場合、割引後の電気料金が0円以下となる場合は割引を行いません。
- ⑥当社が別途認めた場合は、「でんき基本料金1か月無料」を適用する場合があります。
- ⑦本特約の内容は何らかの理由により内容を変更し、または廃止する場合があります。
- ⑧旧特約は、2025年2月28日の新規申し込み分まで適用となります。本特約は、2025年3月1日以降の新規申し込み分から適用となります。なお、特約期間中に基本料金の改定が生じた場合は、ご契約時点での基本料金にて割引します。

以上